

Kansai Life Science Accelerator Program 協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Kansai Life Science Accelerator Program（以下「KLSAP」という。）の趣旨に賛同する法人及びその他の団体（以下「協賛企業等」という。）が、KLSAPに協賛する際に必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、協賛企業等が公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）がKLSAPの実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供することをいいます。

(協賛依頼の対象者)

第3条 機構は、協賛企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第4条 協賛企業等には、「KLSAP 協賛申込書」（様式第1号。以下「申込書」という。）を機構に提出していただきます。

2 機構は、申込書の提出があった場合、「協賛申込受理書兼請求書」（様式第2号）により協賛企業等に通知します。ただし、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除きます。

(協賛金の支払等)

第5条 前条第2項の通知を受けた協賛企業等には、機構からの請求により、協賛金を一括で納付していただきます。

2 機構は協賛企業等から協賛金を受領後、領収書（様式第3号）を発行するものとします。

(協賛金の使途)

第6条 協賛金は、KLSAPの実施に要する経費に充てるものとします。

(協賛申込の不受理等)

第7条 機構は、協賛企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、協賛企業等に対しその旨通知します。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はKLSAPを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者

（3）法令又は公序良俗に反する者

（4）KLSAP について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

（5）その他機構が不適當と判断する者

2 機構は、第4条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛企業等に対し、その旨を通知するとともに、原則として協賛金等を返戻します。

（KLSAP における協賛企業等の権利）

第8条 機構は、第5条第1項による納付を行った協賛企業等に対し、ランクに応じて趣意書に定める特典を付与します。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行します。

附則 この要綱は、令和5年2月1日から施行します。